

福岡県公報

令和5年3月28日
第 384 号

目次

告示 (第192号 - 第198号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 救急病院等の認定 (医療指導課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 4
- 一般競争入札の実施 (県民情報広報課) 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 8
- 市の換地計画の適否決定 (農村森林整備課) 9
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) 9
- 救急病院の名称の変更 (医療指導課) 9

教育委員会

- 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 9
- 福岡県指定史跡の指定 (教育庁文化財保護課) 10

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査を請求する場合の選挙権を

有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) 10

- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (行財政支援課) 10

- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) 10

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 11
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 19

公安委員会

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通規制課) 24
- 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部を改正する告示 (警察本部情報管理課) 24

告示

福岡県告示第192号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

北九州	県 道	勝 浦 宗 像 線	前	福津市勝浦3493番5先から 福津市奴山1204番2先まで	11.9 ～ 23.0	530.0
			後	福津市勝浦3493番5先から 福津市奴山1204番2先まで	11.9 ～ 27.6	

福岡県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	勝 浦 宗 像 線	福津市勝浦3493番5先から 福津市奴山1204番2先まで

福岡県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	--------------	-----	---------------	---------------

飯 塚	県 道	大 分 太 郎 丸 線	前	飯塚市大分772番1先から 飯塚市北古賀427番1先まで	9.2 ～ 19.2	600.0
			後	飯塚市大分772番1先から 飯塚市北古賀427番1先まで	9.2 ～ 19.2	

福岡県告示第195号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所 在 地	有 効 期 間
医療法人社団俊聖会甘木中央病院	朝倉市甘木667	令和5年3月16日から 令和8年3月15日まで
糸島医師会病院	糸島市浦志532-1	
糸田町立緑ヶ丘病院	田川郡糸田町3187	
福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1	
医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	春日市須久北4-5	
医療法人井上会篠栗病院	糟屋郡篠栗町大字尾仲94	
医療法人ユーアイ西野病院	嘉麻市鴨生532	
飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83	
小竹町立病院	鞍手郡小竹町大字勝野1191	
医療法人社団高邦会高木病院	大川市大字酒見141-11	
公立八女総合病院	八女市高塚540-2	
福岡県済生会大牟田病院	大牟田市大字田隈810	
医療法人シーエムエス杉循環器科 内科病院	大牟田市大字田隈950-1	
医療法人聖峰会田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892	

社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院	久留米市津福本町422	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
医療法人楠病院	久留米市日吉町115	
医療法人社団医王会朝倉健生病院	朝倉市甘木151-4	
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	
独立行政法人地域医療機能推進機構福岡ゆたか中央病院	直方市感田523-5	
独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	
社会保険仲原病院	糟屋郡志免町別府北2-12-1	
田川市立病院	田川市大字楠1700-2	
地方独立行政法人川崎町立病院	田川郡川崎町大字川崎2430-1	
地方独立行政法人筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	
社会保険大牟田天領病院	大牟田市天領町1-100	
独立行政法人地域医療機能推進機構久留米総合病院	久留米市櫛原町21	
医療法人松風海内藤病院	久留米市西町1169-1	
医療法人聖峰会聖峰会マリン病院	福岡市西区小戸3-55-12	
公立学校共済組合九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	
社会医療法人財団池友会福岡和白病院	福岡市東区和白丘2-2-75	
医療法人原三信病院	福岡市博多区大博町1-8	
医療法人エイ・ジイ・アイ・エイチ秋本病院	福岡市中央区警固1-8-3	
社会医療法人福西会福西会病院	福岡市早良区野芥1-2-36	
独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	
宗像医師会病院	宗像市田熊5-5-3	
医療法人健愛会健愛記念病院	遠賀郡遠賀町大字木守1191	
医療法人光川会福岡脳神経外科病院	福岡市南区日佐5-3-15	

医療法人社団高邦会福岡山王病院	福岡市早良区百道浜3-6-45	令和 5 年 3 月 1 日から 令和 8 年 2 月 28 日まで
-----------------	-----------------	---------------------------------------

福岡県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和元年10月福岡県告示第346号大牟田都市計画下水道事業大牟田公共下水道事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
大牟田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大牟田都市計画下水道事業大牟田公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年1月16日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	岡 垣 線	前	遠賀郡岡垣町大字戸切361番3先から 遠賀郡岡垣町大字戸切389番1先まで	12.5 ～ 32.3	265.7
			後	遠賀郡岡垣町大字戸切361番3先から 遠賀郡岡垣町大字戸切389番1先まで	10.9 ～ 32.3	

福岡県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	岡 垣 線	遠賀郡岡垣町大字戸切361番3先から 遠賀郡岡垣町大字戸切389番1先まで

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市泉中央八丁目43番1及び43番3から43番29まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉南区徳力一丁目20番3号

株式会社 a i l e

代表取締役 吉村 潤平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第二工区）太宰府市水城六丁目507番9及び507番182から507番191まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東比恵一丁目5番5号

九州八重洲株式会社

代表取締役 中島 久雄

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定

の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
 ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間
 この公告の日から令和5年4月10日（月曜日）までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知
 競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 (1) 競争入札参加資格の有効期間
 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務

(2) 契約内容及び特質等
 入札説明書による。

(3) 契約の期間
 契約締結日から令和6年5月31日まで

(4) 納入場所
 入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月12日福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、令和5年4月10日（月曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
 令和5年5月9日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----

13	05	運送	A A又はA
13	11	その他	A A又はA

- (2) 過去 2 年間に同種、同程度の業務実績を有する者
- (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。
- ア 同種の基準は、世帯への配布とする。
- イ 同程度の基準は、1 万世帯以上への配布とする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年 2 月 22 日 13 管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）
ファクス 092-632-5331
- 6 契約条項を示す場所
5 の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
この公告の日から令和 5 年 5 月 8 日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで 5 の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5 の部局とする。

- (2) 提出期限
令和 5 年 5 月 8 日（月曜日）午後 5 時 00 分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県庁総務部会議室（地下 1 階）
- (2) 日時
令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）午前 10 時 00 分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,242,316部を乗じて得た額の100分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,242,316部を乗じて得た額の100分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「世帯への配布」業務に係る契約で、契約金額（単価契約の場合は、当該単価に配布実績部数を乗じた総額）が、見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に

予定数量4,242,316部を乗じて得た額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,242,316部を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量4,242,316部を乗じて得た額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Distributing Fukuoka Prefecture's Newsletter to households in Fukuoka City.
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 p.m. on May 8, 2023.
- (3) Contact Point for the Notice :
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3102

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の

定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
柳川みやま土地改良区	令和 5 年 3 月 15 日

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市町村の換地計画を令和 5 年 3 月 16 日付けで適当であると決定したので、同法第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

市町村名	換地計画に係る地域名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
朝倉市	桂川流域下須川・下比地区	換地計画書の写し	令和 5 年 3 月 28 日から 令和 5 年 4 月 25 日まで	朝倉市役所 本庁 朝倉市役所 朝倉支所 朝倉市役所 把木支所

公告

土地地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、新宮町三代土地地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第 2 項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
阿 部 哲 二	糟屋郡新宮町大字三代 539 番地
森 秀 司	糟屋郡新宮町大字三代 483 番地

中 野 哲 之	糟屋郡新宮町大字三代 489 番地 3
阿 部 虎 彦	糟屋郡新宮町大字三代 491 番地 1
森 俊 美	糟屋郡新宮町大字三代 486 番地
阿 部 永 俊	糟屋郡新宮町大字三代 487 番地
宮 崎 尚 人	糟屋郡新宮町大字三代 803 番地 6
阿 部 献 仁	糟屋郡新宮町大字三代 452 番地 8
中 村 裕 貴	糟屋郡新宮町大字三代 546 番地 13
阿 部 秀 範	糟屋郡新宮町大字三代 541 番地
阿 部 佑 輔	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目 10 番 10 - 1407 号
荒 津 德 春	福岡市東区松崎三丁目 17 番 37 号
中 野 大	糟屋郡新宮町大字三代 509 番地

公告

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院から名称の変更の届出があったので、次のように公告する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

法人及び病院の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人和浩会安藤病院	医療法人社団瑞月会福岡みつき病院	福岡市城南区別府一丁目 2 番 1 号	令和 4 年 12 月 8 日

教育委員会

福岡県教育委員会告示第 2 号

福岡県文化財保護条例（昭和 30 年福岡県条例第 25 号）第 4 条第 1 項の規定により、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡県教育委員会

彫刻の部

名称	員数	所有者	所有者の住所
木造千手観音立像	5 軀	宗教法人福寿寺	福岡県福岡市西区大字小田500
木造十一面観音立像			
木造六臂観音立像			
木造持国天立像			
木造多聞天立像			

福岡県教育委員会告示第3号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、福岡県指定史跡を次のように指定する。

令和5年3月28日

福岡県教育委員会

史跡の部

名称	所在地	地番
大隈城跡（益富城跡）	嘉麻市	中益字城山15番1、大隈町字笹尾1番18
海軍築城航空基地稲童掩体	行橋市大字稲童	字大山1095番17、1095番19、1095番20、1095番21、1095番22、1095番23、1095番24、1095番25、字長迫727番22

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和5年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年3月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

84,467

福岡県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和5年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年3月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

627,917

福岡県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年3月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	26,783
北九州市小倉北区	50,353
北九州市小倉南区	57,714
北九州市若松区	22,350

北九州市八幡東区	18,142
北九州市八幡西区	69,135
北九州市戸畑区	15,848
福岡市東区	86,058
福岡市博多区	66,969
福岡市中央区	56,061
福岡市南区	72,605
福岡市城南区	34,955
福岡市早良区	60,027
福岡市西区	56,488
大牟田市	31,026
久留米市	82,665
直方市	15,458
飯塚市・嘉穂郡	38,650
田川市	12,684
柳川市	17,842
八女市・八女郡	22,420
筑後市	13,456
大川市・三潞郡	13,053
行橋市	20,161
中間市	11,428
小郡市・三井郡	20,473
筑紫野市	29,139
春日市	30,538
大野城市	27,689
宗像市	26,789

太宰府市	19,664
古賀市	16,130
福津市	18,249
うきは市	7,902
宮若市・鞍手郡	13,826
嘉麻市	10,173
朝倉市・朝倉郡	23,093
みやま市	10,145
糸島市	28,307
那珂川市	13,476
糟屋郡	62,401
遠賀郡	25,666
田川郡	20,700
京都郡	15,484
築上郡・豊前市	15,618

監査委員

監査公表第31号

令和5年1月16日に提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和5年1月16日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県が、令和3年度に特定非営利活動法人そだちの樹（以下「受託者」という。）に支出した困難を抱える若年女性支援事業（以下「本件事業」という。）の委託料（以下「本件委託料」という。）については、業務委託契約書に基づいた支出がされていないなど、違法又は不当な支出があるため、知事に対し、返還請求権の行使等必要な措置を求める。

(2) 違法又は不当とする支出及びその理由並びに求める措置

ア 違法又は不当とする支出

本件事業実施状況報告書の収支計算書に記載された居場所の提供に関する支援業務の給料支出額総計1,449,825円

イ 違法又は不当とする理由

(7) 本件事業実施状況報告書に記載された居場所の提供に関する支援は実施件数0件のとおり未実施である。

(4) 本件事業業務委託契約書に記載された職員の配置に、「居場所の提供に関する支援」の記載がないため、職員の配置は不要と考えられる。

(7) 本件事業計画書に記載された職員の配置状況に、「居場所に職員が常駐することはない。（中略）対象者から連絡を受ける担当者は、昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当する。」と記載されていることから前項(イ)を肯定している。

(エ) 本件事業計画書に記載された年間の支援対象見込み数に、「居場所の提供支援20人」としているが、上記(2)イ(7)のとおり未実施にも関わらず本件事業業務委託契約書第7条第2項に「乙は、事業計画書に記載された内容を変更しようとするときは、事業計画書を甲に再提出し、その承認を受けるものとする。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。」と記載のとおり事業計画書の再提出未実施による不当な支出である。

ウ 求める措置

居場所の提供に関する支援業務の給料支出額総計1,449,825円の返還

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和5年1月16日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件委託料の支出について、違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

人づくり・県民生活部（男女共同参画推進課）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事を知事に求めたところ、令和5年2月8日付けで知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 委託事業の概要

ア 事業の目的

性暴力や虐待被害など様々な困難を抱える若年女性に対して、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立を推進する。

イ 国の補助事業について

本件事業は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号厚生労働事務次官通知の別紙）の3(2)エに示す「若年被害女性等支援事業実施要綱」（令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙）に基づく事業として、国の補助を受けて実施している。

ウ 事業の内容

本件事業は、以下の業務を民間団体に委託して実施している。

(7) アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の支援を実施する。

(4) 居場所の提供に関する支援

若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施する。

(7) 自立支援

本件事業を通じ、対象者（利用者）の自立支援等のため福祉サービスの提供が必要な場合は、対象者（利用者）の状況に応じ、該当市町村等への相談、申請の支援等を行う。

居場所での支援が長期化する対象者（利用者）については、自立支援計画等に基づき自立に向けた支援を実施する。

(エ) 関係機関連携会議への参加

行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議に出席し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と密接に連携し相互に情報共有を図る。

エ 委託料の支払いについて

委託料の支払いについては、本件事業業務委託契約書第5条第1項の規定において、必要に応じて四半期毎に概算払ができるものとしており、第1四半期から第3四半期まで3回の概算払を行っている。

また、事業終了後は、受託者から同契約書第8条に規定する業務完了報告書等の提出を受け、同契約書第9条の規定に基づき、本件事業に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額を委託料の額として確定した上で、確定額と概算払済額との差額を精算払している。

なお、委託事業の対象経費は、当該契約の仕様書において「本事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費」と定められている。

(3) 措置請求において違法又は不当とされた支出に対する弁明について

請求の要旨に記載された「業務委託契約書に基づいた支出がされていない」との主張は否認する。

本件委託業務の「居場所の提供に関する支援」は、受入れの実績はないが、受託者は、仕様書に定める業務を実施するため、受入れに必要な居場所を確保し、受入れできる体制をとっており、そのために必要な人件費に対して支出したものであることから、業務委託契約に基づいた適正な支出と判断している。

ア 未実施の委託業務に使用された職員手当等の支出について

本件事業実施状況報告書に記載された「②居場所の提供に関する支援」における宿泊を伴う保護人数が0件であることは認める。

居場所の提供に関する支援は、仕様書に基づいて、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合に、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施するものである。

事業の性質上、若年被害女性等が居場所を利用する時期は予定できるものではなく、施設の維持管理も含め、常に対象者（利用者）に対応できる体制が必要であり、仕様書において、居場所の提供に当たっては、対象者（利用者）の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有する必要があることを定めている。

受託者は、仕様書に基づき、福岡市内に単身用住宅を確保し、相談対応の際の居場所の利用に関する説明、施設の維持管理（定期的な室内清掃、室内換気、シーツやタオルなどの交換、郵便物の確認等）等を行っている。

結果的に保護人数は0であるものの、仕様書に基づき実施したこれらの業務に要する経費は「居場所の提供に関する支援」を実施する上で必要であり、委託者である県が負担すべきであると判断している。

イ 「居場所の提供に関する支援」に関する職員配置の記載について

仕様書の職員の配置に関する項目において、「業務全体の管理を担当する職員（常勤）1名、アウトリーチ支援を担当する職員1名、自立支援を担当する職員1名、このほか、必要に応じ

て補助職員を配置する」ことを定めている。

受託者は、上記③アに記載の業務を行うために必要な職員を配置しているものであり、仕様書に基づき適切な対応と判断している。

ウ (本件事業計画書に記載の) 職員の配置状況における「居場所に職員が常駐することはない。

(中略) 対象者から連絡を受ける担当者は、昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当する。」との記載について

居場所の提供に関する支援では、上記②ウ(イ)に記載のとおり、対象者(利用者)に、食事の提供などの日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施することとしており、これらの業務は、居場所に常駐する必要性はないものである。前段の「居場所に職員が常駐することはない。」については、職員の常駐の有無を記述したものであり、居場所の提供に関する支援に従事する職員の配置を不要とすることを記述したものではない。

また、後段の「対象者から連絡を受ける担当者は、昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当する。」との記載については、「(中略)」とされている部分の記載「対象者は緊急の必要があるときは夜間も含めて職員に連絡をとることができるとする。」を受け、居場所の対象者(利用者)が急病など緊急に受託者と連絡をとる必要がある場合の連絡体制を示したものであり、居場所の提供に関する支援の従事者を当該箇所に記載した職員に限定しているものではない。

エ 事業計画書の再提出未実施について

受託者から提出された事業計画書において、年間支援対象見込み数を「居場所の提供支援20人」としているが、上記③アのとおり、若年被害女性等が居場所を利用する時期は予見できないのではなく、また、受託者は仕様書に定めた業務を適切に実施していることから、事業計画書の再提出は不要と判断している。

4 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和5年1月31日から同年3月10日にかけて、関係書類の調査・確認及び聴取調査等を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査・確認及び監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 本件事業の概要

本件事業は、性暴力や虐待被害など様々な困難を抱える若年女性に対して、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立を推進することを目的とするものであり、国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金」の若年被害女性等支援事業の対象である。

国は、実施主体の都道府県等が、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等に当該事業を委託等することができていることから、県は受託者と業務委託契約を締結して以下の事業を実施している。

ア アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。

(7) 夜間見回り等

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を実施する。

また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

(4) 相談及び面談等

若年被害女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や面談を必要に応じて実施する。

イ 居場所の提供に関する支援

若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施する。

受託者は、居場所を提供するため、福岡市内に単身者向けの集合住宅の一室を賃借している。

ウ 自立支援

居場所での支援が長期化する対象者（利用者）については、自立支援計画等に基づき、自立に向けた支援を実施する。

(2) 令和3年度本件事業の経緯

令和3年4月1日 委託契約締結（委託期間令和3年4月1日～令和4年3月31日）

令和3年4月1日 事業計画書収受

令和3年6月2日 概算払（4～6月分）

令和3年8月6日 概算払（7～9月分）

令和3年10月29日 概算払（10～12月分）

令和4年4月8日 事業実施状況報告書及び業務完了報告書収受

令和4年4月11日 委託料の額の確定

令和4年5月13日 精算払

(3) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 居場所の提供に関する支援について

本件事業実施状況報告書には、居場所の提供に関する支援における宿泊を伴う保護人数は0人と記載されている。受託者は年間を通して福岡市内に単身用住宅を確保するなど仕様書に定める業務を行っていることを、監査対象機関の職員が現地調査により確認している。

イ 職員の配置について

(7) 「居場所の提供に関する支援」に関する職員配置の記載について

本件事業業務委託契約書仕様書の職員の配置に関する項目において、居場所の提供に関する支援を担当する職員の配置は明記されていないが、「事業全体の管理を担当する職員（常勤）1名、アウトリーチ支援を担当する職員1名、自立支援を担当する職員1名、このほか、必要に応じて補助職員を配置する。」と定められており、受託者は、これに基づき、相談対応の際の居場所の利用に関する説明、施設の維持管理（定期的な室内清掃、室内換気、シーツやタオルなどの交換、郵便物の確認等）等居場所の提供に関する支援に従事する職員を配置している。

(4) 「居場所に職員が常駐することはしない」との記載について

居場所の提供に関する支援に関しては、上記(3)イ(7)のとおり、本件事業計画書の「居場所に職員が常駐することはしない。」とは、対象者（利用者）に提供する居場所には職員が常駐しないことを記述したものであり、居場所の提供に関する支援に従事する職員の配置を必要とする旨を記述したものである。

(7) 「対象者から連絡を受ける担当者は、昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当する。」との記載について

受託者は、対象者（利用者）が急病など緊急に受託者と連絡をとる必要がある場合、対象者（利用者）から連絡を受ける担当者を昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当することとしている。本件事業計画書の当該内容は、対象者（利用者）が急病など緊急に受託者と連絡をとる必要がある場合の連絡体制について示したものである。

ウ 事業計画書の再提出未実施について

監査対象機関の職員は、居場所の提供に関する支援について、本件事業計画書に基づき委託期間を通して仕様書に定めた業務が実施されていることを確認しているため、事業計画書の再提出は求めていない。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 居場所の提供に関する支援について

居場所の提供に関する支援において、宿泊を伴う保護の実績はないが、受託者はアウトリーチ支援を行った女性に対し一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合に居場所を提供することとしているため、常に支援できる体制をとっており、委託契約に基づき、福岡市内に単身用住宅を確保し、相談対応の際の居場所の利用に関する説明、施設の維持管理（定期的な室内清掃、室内換気、シーツやタオルなどの交換、郵便物の確認等）等を行っていることから、当該支援は未実施とはいえない。

(2) 職員の配置について

本件事業業務委託契約書仕様書の職員の配置に関する項目において、「事業全体の管理を担当する職員（常勤）1名、アウトリーチ支援を担当する職員1名、自立支援を担当する職員1名、このほか、必要に応じて補助職員を配置する。」と定められており、受託者は、相談対応の際の居場所の利用に関する説明、施設の維持管理（定期的な室内清掃、室内換気、シーツやタオルな

どの交換、郵便物の確認等)等に従事する職員を配置している。

受託者は、対象者(利用者)に提供する居場所に職員が常駐するわけではないため、本件事業計画書に「居場所に職員が常駐することはしない。」としたものであり、居場所の提供に関する支援に従事する職員の配置を不要とする旨を記述したのではない。また、受託者は、居場所の対象者(利用者)が急病など緊急に受託者と連絡をとる必要がある場合の連絡体制について、本件事業計画書に「対象者から連絡を受ける担当者は、昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当する。」と記述したものであり、居場所の提供に関する支援の従事を記載した職員に限定しているものではない。

したがって、居場所の提供に関する支援に係る職員の配置が不要とはいえない。

(3) 事業計画書の再提出未実施について

若年被害女性等が居場所を利用する時期は予定できるものではなく、また、受託者は仕様書に定めた業務を実施しており、知事が事業計画書の再提出は不要と判断していることについて、違法又は不当な点はない。

これらのことから、本件事業実施状況報告書に記載された居場所の提供に関する支援業務の給料支出が違法又は不当であるとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。

監査公表第32号

令和5年1月16日に提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和5年1月16日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県が、令和3年度に特定非営利活動法人そだちの樹（以下「受託者」という。）に支出した施設退所児童等自立支援促進事業（以下「本件事業」という。）の委託料（以下「本件委託料」という。）については、業務委託契約書に基づいた支出がされていないなど、違法又は不当な支出があるため、知事に対し、返還請求権の行使等必要な措置を求めらる。

(2) 違法又は不当とする理由及びその理由並びに求める措置

ア 違法又は不当とする理由

本件事業以外に使用された運営費の支出

イ 違法又は不当とする理由

令和3年度本件事業の業務委託に係る収支計算書に記載された(1)相談 運営費決算総計

2,405,319円は、以下の理由から、受託者が受託している困難を抱える若年女性支援事業（以下「委託外事業」という。）と按分すべき不当な支出である。

(7) 受託者の令和3年度事業報告書に記載された本件事業（10代、20代の若者を対象とした電話とメールによる相談窓口「ココライン」、無料の食事付き居場所づくり事業「ここ食堂」、福岡県施設退所児童等自立支援促進事業（アフターケア事業）及び社会的養護自立支援事業）の実施場所は大名コーポラス（事務局）であり、委託外事業の実施場所も大名コーポラス（事務局）である。

(イ) 不動産会社のウェブサイトに記載された大名コーポラスの賃貸掲載履歴の直近の賃料は129,000円であることから、令和3年度本件事業の業務委託に係る収支計算書に記載された(1)相談 運営費 家賃単価129,000円は家賃満額と考えられる。

(ウ) 委託外事業の令和3年度の実施状況報告書の収支計算書に記載されたアウトリーチの費目に相談窓口として必要な運営費（家賃、水道光熱費、通信費、複合機リース料）の記載がないため、委託外事業と按分すべき大名コーポラス（事務局）の運営費は本件事業で全額支出されている。

(エ) 令和3年度の本件事業の業務委託契約書第5条第2項に「委託料は、この事業以外の経費に支出してはならない。」と記載のとおり不当な按分による支出である。

ウ 求める措置

(7) 委託外事業に係る費用を按分した運営費（家賃、水道光熱費、通信費、複合機リース料）の返還。

(イ) 按分した運営費は事業に使用している日数、時間や面積など、根拠となる合理的な理由に基づいて算出すること。

- (ウ) 監査対象者は、「請求の対象となる行為が秘密裏に行われたものであること」、「その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったこと」として、以下の調査を実施し、監査の結果に記載すること。
- a 受託者が委託外事業を受託した令和元年度以降の運営費按分の有無。
 - b 仮に按分が行われていなかった場合、按分した運営費の返還。
 - c 仮に按分する場合、事業に使用している日数、時間や面積など、根拠となる合理的な理由に基づいて算出すること。

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和5年1月16日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件委託料の支出について、違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

福祉労働部（児童家庭課）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和5年2月8日付けで知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

本件委託料について、「業務委託契約書に基づいた支出がされていないなど、違法又は不当な支出がある」との主張を否認するため、本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 請求事実の認否及び弁明の理由

「第1の2(2) 違法又は不当とする支出及びその理由並びに求める措置」の「本件事業以外に使用された運営費の支出」について

ア 第1の2(2)イ(ア)及び(イ)の記載事実は認める。

イ 第1の2(2)イ(ウ)の記載事実の一部は否認する。

請求人は「委託外事業の令和3年度の実施状況報告書の収支計算書に記載されたアウトリーチの費目に相談窓口として必要な運営費（家賃、水道光熱費、通信費、複合機リース料）の記載がない」としているが、表中「アウトリーチ」事業の9段目に「通信費」が記載されている。これは「アウトリーチ」事業の相談に要する携帯電話の通信費を計上しているものであり、請求人の主張は誤りである。それ以外の記載事実は認める。

ウ 第1の2(2)イ(エ)の記載事実は否認する。

「通信費」については、上記イで述べたとおり、委託外事業の「アウトリーチ」に「通信費」が計上されており、請求人が提出した「令和3年度本件事業の業務委託に係る収支計算書」の表中「相談」事業に記載されている「通信費」は本件事業で専ら使用する通信費を計上しているものであることから、請求人の誤認である。

また、家賃、水道光熱費、複合機リース料については、請求人が主張するとおり、本件事業と委託外事業に共通するものであるが、次の理由により、請求人の主張する「不当な按分による支出」には当たらない。

(7) 受託者が、当該家賃、水道光熱費、複合機リース料の発生している場所で実施しているのは、福岡県が委託している、本件事業と委託外事業の2事業のみである。

(4) 両事業とも国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金」（以下「本件国庫補助金」という。）の補助対象となっており、どちらも国の補助率は2分の1である。このため、両事業で共通して使用している経費について、二重の積算とならないよう予め協議を行い、一方の事業で支払うこととした場合、負担する県費及び国費の額は、各事業で按分して支払う場合と同額となる。

(7) 同一法人に複数の事業を委託した場合の委託料の支払い方法について、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号）。以下「交付要綱」という。）及び福岡県財務規則（昭和39年4月1日福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。）において按分に係る規定はなく、受託者の事業受託状況や活用補助金等の個別の状況を確認し、その都度、協議して決定すべきものと考えている。

このため、本件事業の委託元である児童家庭課と委託外事業の委託元である男女共同参画推進課とで協議を行い、当該家賃、水道光熱費、複合機リース料について、本件事業の経費として積算するよう協議を行ったもの。

(エ) 県は、本件事業について、受託者が仕様書の記載に沿った業務を適正に行い、費用が適切に計上されていることを確認のうえで支払いを行っている。

以上のことから、家賃、水道光熱費、複合機リース料について各事業で按分した場合でも、結果的に全額県が負担することとなり、過大に支出しているものではないことから、請求人が主張する不当な按分による支出には当たらず、請求人の主張には理由がないため、請求を棄却するとの決定を求めたものである。

4 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和5年1月31日から同年3月10日にかけて、関係書類の調査・確認及び聴取調査等を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査・確認及び監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 本件事業の概要

本件事業は、児童養護施設等を退所した者が社会的に自立して生活できるよう実施されるものであり、社会的養護自立支援事業として本件国庫補助金の対象となっている。

国は社会的養護自立支援事業の実施に当たり、実施主体の都道府県等が事業内容を適切に実施することができるかと認められた者に当該事業を委託して実施することができるとしていることから、県は受託者と業務委託契約を締結して本件事業を実施しているものである。

受託者は専門の相談スペースを開設し、来所又は電話による子どもたちからの各種相談に応じるほか、自立支援、仲間づくり支援及び広報活動を実施している。

(2) 委託外事業の概要

委託外事業は、性暴力や虐待被害など様々な困難を抱える若年女性に対して、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立を推進するものであり、若年被害女性等支援事業として本件国庫補助金の対象となっている。

(3) 令和3年度本件事業の経緯

令和3年4月1日 委託契約締結（委託期間令和3年4月1日～令和4年3月31日）

令和3年8月25日 概算払（4～9月分）

令和3年11月19日 概算払（10～12月分）

令和4年2月21日 概算払（1～3月分）

令和4年4月19日 実績報告書収受

令和4年4月27日 委託料の額の確定

(4) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 大名コーポラスでの事務局運営費（家賃、水道光熱費及び複合機リース料）は本件事業及び委託外事業に共通する経費であり、本件事業で全額支出している。

イ 本件事業及び委託外事業は、ともに本件国庫補助金の補助対象事業であり、補助対象経費に対する補助率は2分の1である。

ウ 交付要綱及び財務規則等には、支出の按分に関する定めはない。

このため、県においては、本件事業の委託元である監査対象機関と委託外事業の委託元である男女共同参画推進課の協議により、大名コーポラスでの事務局運営費（家賃、水道光熱費及び複合機リース料）は本件事業の対象とすることとしたものである。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

受託者は、令和3年度に本件事業及び委託外事業の2事業を受託しており、大名コーポラスでの事務局運営費（家賃、水道光熱費及び複合機リース料）は両事業に共通する経費である。

本件事業及び委託外事業は、ともに本件国庫補助金の補助対象事業であり、補助対象経費に対する補助率は2分の1である。

交付要綱及び財務規則等には、按分して支払わなければならないとの規定はない。

これらのことから、共通する経費については、委託外事業の委託元である男女共同参画推進課との協議のうえ、本件事業の経費として全額計上して支払ったものであり、本件委託料の支出が違法又は不当であるとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第 6 号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和 47 年福岡県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市道の部新門司 1 号線の項の次に次のように加える。

新門司 2 号線	北九州市門司区新門司 3 丁目 51 番 1 地先から同区新門司 2 丁目 17 番地先まで
----------	--

別表第 1 市道の部香月 12 号線の項の次に次のように加える。

皇后崎町 13 号線	北九州市八幡西区皇后崎町 15 番 1 から同区皇后崎町 15 番 16 まで
------------	---

別表第 1 町道の部上須恵～平原線の項の次に次のように加える。

桜原南免里線	糟屋郡須恵町大字新原 16 番 10 先から同町大字上須恵 1509 番先まで
--------	---

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

警察本部

福岡県警察本部告示第 19 号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和 3 年 5 月福岡県警察本部告示第 31 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡県警察本部長 岡部 正勝

1 の表中

福岡県青少年健全育成条例（平成 7 年福岡県条例第 46 号）	第 25 条第 1 項
	第 25 条第 2 項において準用する第 21 条第 2 項及び第 3 項

を

福岡県青少年健全育成条例（平成 7 年福岡県条例第 46 号）	第 25 条第 1 項
	第 25 条第 2 項において準用する第 21 条第 2 項及び第 3 項
福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）	第 16 条第 3 項
	第 16 条第 4 項
	第 17 条第 1 項
	第 18 条第 1 項
	第 20 条第 3 項
	第 21 条第 1 項
福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年福岡県公安委員会規則第 5 号）	第 24 条第 4 項
	第 27 条第 1 項
	第 7 条第 1 項
	第 9 条第 1 項
	第 24 条第 2 項において準用する第 9 条第 1 項

に改める。

4 の(2)の表中

福岡県青少年健全育成条例	第 25 条第 1 項
	第 25 条第 2 項において準用する第 21 条第 2 項及び第 3 項

を

福岡県青少年健全育成条例	第 25 条第 1 項
	第 25 条第 2 項において準用する第 21 条第 2 項及び第 3 項
福岡県行政手続条例	第 16 条第 3 項
	第 16 条第 4 項
	第 17 条第 1 項

福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

第18条第1項

第20条第3項

第21条第1項

第24条第4項

第27条第1項

第7条第1項

第9条第1項

第24条第2項において
準用する第9条第1項

に改める。